

平成30年第17回教育委員会定例会
(9月3日開会)

台東区教育委員会

日 時 平成30年9月3日(月)午前10時08分から午後0時36分

場 所 教育委員会室

出席者

教 育 長	矢下 薫
教育長職務代理者	樋口 清秀
委 員	高森 大乘
委 員	垣内恵美子
委 員	未廣 照純

説明のために出席した事務局職員

事務局次長	田中 充
庶務課長 兼事務局副参事	小澤 隆
学務課長	山田 安宏
児童保育課長	佐々木洋人
放課後対策担当課長	福田 兼一
指導課長	小柴 憲一
教育改革担当課長 兼教育支援館長	倉島 敬和
生涯学習課長	吉本 由紀
スポーツ振興課長	櫻井 洋二
中央図書館長	宇野 妥

日 程

日程第1 議案審議

第31号議案 平成29年度東京都台東区一般会計歳入歳出決算(教育費関係)の認定の意見聴取について

第32号議案 平成30年度東京都台東区一般会計補正予算(第3回)における教育関係経費計上予定案の意見聴取について

第33号議案 東京都台東区立小中学校等の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例の意見聴取について

第34号議案 東京都台東区家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の意見聴取について

第35号議案 平成31年度使用台東区立学校特別支援学級教科用図書採択について

日程第2 教育長報告

- 1 協議事項
 - (1) 庶務課
 - ア 公益財団法人台東区芸術文化財団が実施する事業に対する後援について
 - (2) 学務課
 - イ 周年記念式典に伴う学校医等に対する感謝状の贈呈について
 - (3) 児童保育課
 - ウ 認可保育所の開設について
 - (4) 放課後対策担当
 - エ 放課後対策事業委託事業者の選定結果について
 - (5) 生涯学習課
 - オ 周年記念式典に伴う歴代PTA会長に対する感謝状の贈呈について
 - カ ギャラリー・エフが実施する事業（ギャラリー・エフ蔵150年記念トークイベントその1．浅草むかしがたり at 大多福）に対する後援について
 - キ ギャラリー・エフが実施する事業（対談・150年たっても変わらない）に対する後援について
 - ク ギャラリー・エフが実施する事業（文化財としての蔵・150年の夢）に対する後援について
- 2 報告事項
 - (1) 庶務課
 - ア 平成30年度教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価について
 - (2) 学務課
 - イ 就学時健康診断の日程について
 - ウ 平成31年度区立幼稚園及び認定こども園（短時間保育）園児募集について
 - (3) 児童保育課
 - エ 平成31年4月保育所等入所申込の受付等について
 - (4) 放課後対策担当
 - オ 平成31年4月こどもクラブ利用申込の受付について
 - カ こどもクラブ等の経路における点検の実施状況について
 - (5) 教育改革担当
 - キ 「台東区学校教育ビジョン」の策定について
- 3 平成30年10月の行事予定について
- 4 その他

午前10時08分 開会

矢下教育長 ただいまから、平成30年第17回台東区教育委員会定例会を開会いたします。本日の会議録署名委員は、垣内委員にお願いいたします。

ここで傍聴について申し上げます。

本日の会議の傍聴を希望する方については、許可することとしておりますので、ご了承ください。

日程第1 議案審議

第31号議案

矢下教育長 それでは、日程第1、議案審議に入ります。議案の提案理由及び内容について、説明をお願いします。

はじめに、第31号議案を議題といたします。

庶務課長、説明をお願いします。

庶務課長 それでは、第31号議案、平成29年度東京都台東区一般会計歳入歳出決算（教育費関係）の認定の意見聴取について、ご説明させていただきます。

本案は、来る第3回区議会定例会に付議する議案の作成に当たり、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の規定に基づき、意見を求められているため、提出したものでございます。

それでは1ページをお開きいただきまして、1ページ目が一般会計の歳入決算でございます。総額43億1,866万3,691円で、予算現額と比べますと、1億4,323万3,691円の増でございます。収入率は、103.4%となります。

1枚おめくりいただきまして、2ページでございます。歳出決算でございます。総額208億937万2,029円で、予算現額から、5億3,558万7,971円の不用額が出ております。執行率は、97.5%となります。

次の3ページが、歳入決算の概要でございます。歳入は前年度比、15億9,493万4,352円、58.6%の増でございます。

以降、款ごとに、前年度決算額との、主な増減をご説明させていただきます。まず、分担金及び負担金は、約3,374万円、9.7%の増で、保育費の新規園開設による負担金の増などによるものでございます。

次に、使用料及び手数料は、約613万円、1.1%の減で、台東リバーサイドスポーツセンター工事による利用実績減による使用料の減などによるものでございます。

次に、国庫支出金は、約7億2,075万円、92.0%の増で、事業を取りまとめたことによる、負担金の増減、保育所等整備費の対象園数の増による補助金の増等によるものでございます。

次に、都支出金は、約8億円、87.9%の増で、事業を取りまとめたことによる、負担金の増減、待機児童解消、区市町村支援事業費の整備施設数の変動による補助金の増などによ

るものでございます。

次に、財産収入は、約295万円、11.5%の増で、土地貸付料の忍岡こども園貸付用地貸付月数及び月額料の増、根岸4丁目、鳥越2丁目用地貸付月数の増による増と、パソコン機器類等不用品売却による増によるものでございます。

次に繰入金は、増減はございません。

次に、諸収入は約4,354万円、45.5%の増で、根岸定期利用保育室開設による利用料の増と、保育費の管外委託児童数・月数の増などによるものでございます。

恐れ入りますが、次の4ページをご覧ください。歳出決算でございます。

歳出は、前年度比、48億1,192万9,968円、30.1%の増でございます。

以降、主な増減をご説明させていただきます

まず、教育総務費は、約7,291万円、5.4%の増で、国都支出金の返還金の皆増などによるものでございます。

次に小学校費は、約19億1,832万円、71.6%の増で、蔵前小学校改築による増、平成小学校大規模改修による増と、蔵前小学校仮校舎設置工事等、事業終了に伴う皆減等の相殺によるものでございます。

次に、中学校日は、約5億4,350万円37.8%の増で、上野中学校大規模改修の工事内容の相違による増、忍岡中学校大規模改修の改修工事と事業終了に伴う皆減等との相殺によるものでございます

次に校外施設費は、約31万円、0.4%の増で少年自然の家管理料・委託料の増によるものでございます

恐れ入ります、次の5ページをご覧ください。

幼稚園費でございます。

約5,954万円、8.0%の増で、竹町幼稚園、大規模改修による増、幼稚園施設保全の計画及び実績による皆増などによるものでございます。

次に児童保育費は、約18億3,027万円、26.9%の増で、私立保育所整備事業補助の対象園数増による補助金の増、認定保育所等の誘致の整備進捗率増に伴う補助金の増などによるものでございます。

次に、こども園費は、約1億9,683万円、19.9%の増で、認定こども園の誘致の整備進捗率増による補助金の増、こども園施設型給付の私立園1園開設及び管外委託児童数の増による、扶助費の増などによるものでございます。

次に社会教育費は、約5,382万円、36%の増で、生涯学習センター委託管理運営の委託料及び工事請負費の実績による増、浅草寺伝法院文化財復元補助事業実績による増などによるものでございます。

次に社会体育費は、約1億3,638万円、32.5%の増で、リバーサイドスポーツセンター維持修繕の野球場人工芝張替工事实施による増、柳北スポーツプラザの施設整備工事实績による減などとの相殺によるものでございます。

それでは、恐れ入りますが、議案の裏面のほうにお戻りいただきたいと存じます。

教育委員会の意見案といたしまして、本委員会としては原案に異存がありませんといたしたところでございます。

説明は以上でございます。

よろしくご審議の上、原案どおりご決定くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。

矢下教育長 ただいまの説明につきまして、何かご質問はございませんか。

(なし)

矢下教育長 これより採決いたします。

本案については原案どおり決定いたしたいと思っております。これにご異議はございませんか。

(異議なし)

ご異議ございませんので、原案どおり決定いたしました

第32号議案

矢下教育長 次に、第32号議案を議題といたします。

庶務課長、説明をお願いします。

庶務課長 それでは、第32号議案、平成30年度東京都台東区一般会計補正予算(第3回)における教育関係経費計上予定案の意見聴取について、ご説明させていただきます。

本案は、来る第3回区議会定例会に付議する議案の作成に当たり、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の規定に基づき、意見を求められているため、提出したものでございます。

次のページが、内訳書でございます。今回の補正は、歳入について、総額4億1,989万9,000円、歳出については、総額3億9,555万3,000円の、それぞれ増額でございます。

一枚おめくりいただきまして、歳入の内訳をご説明させていただきます。まず、国庫補助金では、31年4月に開園予定の(仮称)當麻保育園に対する、保育所等整備交付金が518万9,000円。新規に誘致する、(仮称)こどもヶ丘保育園根岸園に対する、保育体制の総合支援事業費が、2,133万3,000円、それぞれ増額となっております。

次に、都補助金では、(仮称)こどもヶ丘保育園根岸園に対する、子供家庭支援包括補助事業費が30万円、補助率の引き上げにより、本年度誘致を行った園に対する待機児童解消区市町村支援事業費が3億2,885万3,000円、賃貸物件による保育所の開設準備経費補助事業費が6,427万円、それぞれ増額となっております。

また、(仮称)當麻保育園に対する定期借地権利用による、認可保育所等整備補助事業費が4万6,000円の減額となっております。

続きまして、歳出の内訳をご説明させていただきます。まず、教育総務費でございますが、国都支出金の超過受入に伴う返還金は4,430万7,000円を計上しております。

続きまして、児童保育費では、認可保育所の誘致に要する経費、3億5,124万6,000円を

増額しております。

それでは恐れ入りますが議案の裏面にお戻りいただきたいと存じます。教育委員会の意見案といたしまして、本委員会としては、原案に異存ありませんといたしました。

説明は以上でございます。

よろしくご審議の上、原案どおりご決定くださいますよう、お願い申し上げます。

矢下教育長 ただいまの説明につきまして、何かご質問はございませんか。

(なし)

矢下教育長 これより採決いたします。

本案については、原案どおり決定いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(異議なし)

矢下教育長 ご異議ございませんので、原案どおり決定いたしたいと思います。

第33号議案

矢下教育長 次に、第33号議案を議題といたします。

学務課長、説明をお願いします。

学務課長 それでは、第33号議案、東京都台東区立小中学校等の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例の意見聴取についてご説明いたします。

本件は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の規定に基づき、議会に提出する前に教育委員会の意見を聴取するものでございます。

今回ご審議いただく内容は、平成30年7月4日に交付され、同日付で施行された、東京都における都立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部改正に準じ、学校医等の公務災害に関する介護保障の限度額について区の条例の一部改正を行うものでございます。

それではお手数ですが、議案の後ろにあります新旧対照表をご覧ください。改正点は2点でございます。まず1点目ですが、新旧対照表の1ページでございます、第12条第2項の介護保障の限度額を、それぞれ改定するものでございます。

裏面の2ページにかかりますところまでの第1号から第4号まで、常時介護の場合と随時介護の場合、介護費用がかかった場合と親族が介護した場合に分けて定めております、月額限度額につきまして、それぞれ増額をするものでございます。

増額の幅につきましては、40円から160円となっております。

2点目は、改正条例の施行期日及び経過措置についてでございます。新旧対照表の2ページの付則をご覧ください。施行日につきましては、公布の日からとし、経過措置については、改正条例において補償の事由が生じた日、適用日、条例の施行日との関係で運用に当たっての経過措置を設けておるものでございます。

改正内容につきましては、簡単ではございますが、以上でございます。

なお、東京都から平成14年度に移管をされて以来、台東区では本条例による公務災害補償を受けられた学校医等はありません。

ご説明は以上でございます。本案につきまして、よろしくご審議の上、原案のとおり決定を賜りますよう、お願い申し上げます。

矢下教育長 ただいまの説明につきまして、何かご質問はございませんか。

よろしいですか。

(なし)

矢下教育長 これより、採決いたします。

本案については、原案のとおり決定いたしたいと思っております。

これにご異議ございませんか。

(異議なし)

矢下教育長 ご異議ございませんので、原案とおり決定いたしました。

第34号議案

矢下教育長 次に、第34号議案を議案といたします。

児童保育課長、説明をお願いします。

児童保育課長 それでは、第34号議案、東京都台東区家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の意見聴取についてご説明いたします。

本案は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき議会への提出前の教育委員会の意見を聴取するものでございます。

本案件は、国が定めている家庭的保育事業の設備及び運営に関する基準の改正に伴い、代替保育における連携施設の確保等に関し、規定の整備を図るために東京都台東区家庭的保育事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正するものでございます。

主な改正内容をご説明いたします。添付の新旧対照表をご覧ください。まず最初のページでございます。第6条に新たに、第2項と第3項を新設することにより、これまでの保育所や幼稚園やこども園といった連携施設に加え、代替保育を提供する場所により、小規模保育事業者または事業所内保育事業者等に適用範囲を拡大するものでございます。

恐れ入ります、1枚おめくりいただいて、左側のページをご覧ください。第16条第2項に3号を新設し、これまで園児の食事の提供については、自園調理または当該家庭的保育事業者等の同一法人等が運営している施設からの搬入となっていたところ、保育所などから調理業務を受託している事業者のうち、区が認めるものからの搬入も可能となりました。

恐れ入ります、新旧対照表の次のページをご覧ください。こちらは、国の基準が引用している、建築基準法の改正に伴い、4階以上に保育室等を設ける場合の避難用施設または設備の引用条文の変更及び文言の整理でございます。

恐れ入ります、新旧対照表の一番最後のページをご覧ください。こちら、枠内の付則の

部分でございますが、付則の改正により、調理設備、調理員の設置等に係る部分の規定について、経過措置として、5年間適用しないこととされておりますが、家庭的保育者の居宅において、家庭的保育事業を行う場合に限り、さらに5年間経過措置を延長するものでございます。

なお、本条例につきましては、公布の日から施行するものといたします。

恐れ入ります、議案の本文にお戻りいただき、表紙の裏面をご覧ください。この条例改正については、教育委員会としては、原案に異存ない旨の意見を付して回答するものでございます。

第34号議案の説明につきましては、以上でございます。よろしくご審議の上、原案のとおりご決定賜りますよう、お願いいたします。

矢下教育長 ただいまの説明につきまして、何かご質問はございませんか。
よろしいですか。

(なし)

矢下教育長 これより採決いたします。

本案については原案どおり決定いたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

(異議なし)

矢下教育長 ご異議ございませんので、原案どおり決定いたしました。

第35号議案

矢下教育長 次に、第35号議案を議題といたします。

指導課長、説明をお願いします。

指導課長 それでは、第35号議案、平成31年度使用台東区立学校特別支援学級教科用図書採択についてご説明申し上げます。

本案は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第21条第6号の規定に基づき提出するものでございます。

固定制の特別支援学級におきましては、年度ごとの子供たちの障害の状況や学年の人数構成などに対応するため、教科用図書採択を毎年度行っております。固定制の特別支援学級では、文部科学省検定済教科書、いわゆる本区が採択した教科書のほか、特別支援学校用文部科学省著作教科書を使用することができます。さらに学校教育法附則第9条により検定教科書文部科学省著作教科書以外の、一般図書を教科用図書として使用することもできます。本区におきましては、蔵前小、松葉小、金竜小、柏葉中、4校にいずれも知的障害の特別支援学級を設置しております。教科用図書の選定に当たっては、各学校の教育目標とともに、特別支援学級の経営方針に基づき、特色ある教育活動の実現に資するよう、検討してまいりました。

それでは、2枚目の別表をご覧ください。4校の教科用図書の選定結果につきまして、ご報告申し上げます。はじめに、蔵前小学校と松葉小学校は、本区で採択済の検定教科書を

使用するとなっております。通常の学級と同じ検定教科書を日常的に活用することで、通常の学級との交流及び共同学習の充実を図ることが2学級の狙いでございます。

なお、特別支援学級内における指導においては、学校に所蔵されている図書や、これまで作成された、あるいはこれから作成する教員作成の資料、さらには特別支援学級に配備されております、タブレットパソコン等を活用して指導してまいります。

裏面をご覧ください。金竜小学校におきましては、表の一覧には記載しておりませんが、校名金竜小学校の右側に記載されておりますように、まずは本区採択の検定教科書を選定しております。その上で、一部の各教科の学習で使用するための、一般図書を選定しており、表にはその図書を一覧としております。

続いて、柏葉中学校でございます。柏葉中学校も、金竜小学校と同様に、本区採択の検定教科書のほかに、文部科学省著作教科書、それと一般図書を選定しております。

なお、特別支援学級の各設置校が一般図書を教科用図書として選定する場合は、児童生徒の障害の種類や程度、能力や特性などに応じて、例えば文字が見やすいか、表現がわかりやすいか、挿絵は効果的か、取り扱う題材は指導計画に即したものが、その他人権上の問題はないか等の観点から、各学級の児童生徒にとってふさわしい図書を選定しております。

本日、机上に教科用図書の見本として一般図書の一部を置かせていただきました。ご覧いただければと思います。

報告は以上でございますが、よろしくご審議いただき、可決賜りますようお願い申し上げます。

矢下教育長 ただいまの説明につきまして、何かご質問ございますか。

高森委員 今のご説明で、蔵前小学校、松葉小学校は、検定済教科書を利用して、金竜小学校は検定済教科書にさらにプラスして、一般図書を採用されるということですが、中学校の場合は検定教科書にはどのようなものがあるのでしょうか。この表には、検定教科書は書いてないですよ。普通の授業で使っている検定教科書と同じなのではないでしょうか。

指導課長 はい、同様でございます。

高森委員 わかりました。そのほかに、文部科学省の著作教科書と一般教育図書がここにのっているということですね。

樋口委員 現在もこの教科書を使っているわけですか。

指導課長 現在、30年度につきまして、蔵前小、松葉小については、検定教科書で指導しており、やはり金竜小と柏葉については、一般図書も導入しております。

樋口委員 現場優先で行きたいと私なんかは思うので、現在この教科書を使っていて、どういう効果が出ていて、これは引き続き良いということに現場があるならば、我々はその判断を支持できるようになるんですが、その辺はどうですか。

指導課長 一般図書を導入しております金竜小学校、柏葉中学校につきましては、障害の程度の差が大きいということと、あと学年構成の差も大きいということなので、一般図

書を活用することで、それにあった図書で学習させられるということで、効果があるということを知っています。

垣内委員 確認してよろしいでしょうか。そうすると、来年度この特別支援学級で勉強される学生さん、生徒さんにあったものを使用する図書として挙げてきているという理解で、まずよろしかったかというのが1点。

かなり大きめのものもあるんですけど、これは個別に配付するものなのか、共同で使われるものなのか。自宅に持ち帰って勉強したりするということもあるかと思うんですけど、そこはどういうふうに考えられているのでしょうか。

指導課長 まず1点目ですけれども、委員ご指摘のように、31年度の学級で使うことを想定して選定しております。

2点目ですけれども、確かに図鑑であるとか、重量がある図書につきましては、特別支援学級の学級文庫の中に置いておいて、それを必要なときに持ってきて調べるといようなことをしております。ただ、中には演習問題のようなものもあったり、あるいは塗り絵をするようなものもあったりするので、その場合は、軽量なものであれば家庭に持ち帰って学習してくるといようなことも学校ではやっております。

高森委員 蔵前小学校、松葉小学校は一般図書を利用していませんが、これは該当する児童の支援の必要な程度が違うからだと思うのですが、参考までにこの中学校も含めて4校の、対象児童、生徒の人数をお教えいただけますか。

指導課長 4月7日時点の人数になりますが、蔵前小は12名、松葉小が14名、金竜小は20名、柏葉中は25名となっております。

高森委員 そうすると、金竜小学校、松葉小学校は若干人数が多いのと、それぞれ程度にもよるのでしょうか、一人1冊ずつぐらいは大体該当する図書があるという感じでしょうか。

指導課長 その子にあったものなので、平均するとそういう感じになりますけれども、ある子には、例えば、3冊程度が行ったりということはございます。

末廣委員 金竜小学校が一般図書を使用しているんですが、これは前からそういう伝統というか、そういう傾向なのでしょうか。

指導課長 金竜小学校は、毎年度一般図書を選定してくる、そういう傾向がございます。

高森委員 小学校のほうに限定しますが、学校によって一般図書を使っている学校、使っていない学校があります。児童の学力や、理解力の定着というのは、差は特には感じないでしょうか。大体、平均的に同じ程度の水準までにはなっているということでしょうか。

指導課長 特別支援学級、特に知的障害の特別支援学級で学力というものを述べる時、なかなか難しいものがありますが、特に自立活動がどの程度できるようになるか、そのために基礎知識として、どういうものがあるか、身につけさせるかっていうところで、概ねどの学級も評価しております。

例えば、宿泊行事を見にいったときであるとか、あるいは連合運動会の際の動きを見ていると、どこの学級の児童も言葉を理解し、適切な行動ができているという点から、大きな差がないというふうに認識しております。

樋口委員 もう1点。柏葉中学校の、外国語の英語の一般図書で、オックスフォードの出版局が出している本をご利用されているんですけども、これは英語を勉強する場合、この出版局というのは、非常に多様に教育できるような本を出してありまして、この本を現地で見たことがあるんですが、この辺の効果をどう評価されているのか。うまく利用できるっていうふうになれば、これは一般の学級にもですね、非常に重要な情報として出せるんじゃないかと思うので、この辺使用している先生に、英語を好きになるようなものがあれば、ぜひとも情報をですね、一般活用されるほうがいかなと思うんですけど、何か情報としては上がっているんでしょうか。

指導課長 現段階では、この一つの図書に関する効果というものについては上がってきているところはありません。来年度、この一般図書を使用することになった場合には、柏葉中学校からどのような効果があるか、あるいはどういう対象生徒に活用させているか、その点についてはヒアリングをしたいと思います。

矢下教育長 これより採決いたします。

本案については、原案どおり決定いたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

(異議なし)

矢下教育長 ご異議ございませんので、原案どおり決定いたしました。

日程第2 教育長報告

1 報告事項

(1) 庶務課 ア

矢下教育長 次に、日程第2、教育長報告に入ります。

まず、協議事項を議題といたします。

事務局各課ごとに説明をお願いします。

はじめに、庶務課のアについて、庶務課長、説明をお願いします。

庶務課長 それでは、協議事項庶務課のア、公益財団法人台東区芸術文化財団が実施する事業に対する後援名義資料についてご説明をさせていただきます。

資料1をご覧ください。事業の名称は、ウクレレコンサート&ファミリーワークショップでございます。

年月日は、のワークショップが、平成31年2月3日、17日、23日、24日、3月2日の計5日間。コンサートは、3月3日、会場は生涯学習センターのミレニアムホールとなっております。

参加対象は、ワークショップが小学生以上の親子、コンサートのほうは、ワークショップの参加者及び全般ということになっております。

裏面をご覧ください。本事業の目的でございますが、弦楽器の中では比較的扱い易いウクレレを親子で体験してもらい、音楽・楽器を楽しむ機会の提供を行うものでございます。

事業内容でございますが、ウクレレ演奏者を講師として、小学生の親子を対象にワークショップを開催するとともに、ウクレレコンサートも開催し、プロによる本物のウクレレ演奏を観てもらい魅力を感じてもらおうというものでございます。

参加費でございますが、ワークショップが5,000円、コンサートが、大人1,500円、子供1,000円ということでございます。

また、本事業につきましては、台東区も後援をする予定となっております。

説明は以上でございます。本件につきまして、ご承認いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

説明は以上でございます。

矢下教育長 ただいまの説明につきまして、何かご質問はございませんか。

高森委員 参加費は、現場で徴収されるのでしょうか。区の施設ですから、金銭の授受というのができるのかどうかを確認したいのですが教えていただけますか。

総務課長 恐らく事前に、申し込みの段階でお預かりすることになると思います。

高森委員 わかりました。

矢下教育長 よろしいでしょうか。

(なし)

矢下教育長 それでは、庶務課のアについては、協議どおり決定いたしたいと思えます。これにご異議ございませんか。

(異議なし)

矢下教育長 ご異議ございませんので、協議どおり決定いたします。

(2) 学務課 イ・オ

矢下教育長 次に、学務課のイを議題といたします。

なお、関連する生涯学習課のオについても、一括して議題といたします。

まず学務課長、説明をお願いします。

学務課長 それでは、周年記念式典に伴う学校医等に対する感謝状の贈呈についてご説明いたします。

本件は周年記念式典の挙行に当たり、園児、児童生徒の健康管理に尽くした功績により、学校医等に感謝状を贈呈するものでございます。

項番2に式典の挙行日を記載させていただいております。東泉小学校、石浜橋場こども園、田原幼稚園の3校園でございます。

項番3に感謝状被贈呈者名簿を掲載しております。今回11名の学校医等の先生方に贈呈を考えてございます。

つきましては、本案のとおり感謝状を贈呈してよろしいか、よろしくご審議の上、ご決

定をお願い申し上げます。

矢下教育長 次に生涯学習課長、説明をお願いします。

生涯学習課長 それでは、周年記念式典に伴う、歴代PTA会長に対する感謝状贈呈についてご説明いたします。資料5をご覧ください。

本件は東泉小学校、石浜橋場こども園及び田原幼稚園から、周年記念式典挙行に伴う、歴代PTA会長に対する感謝状贈呈の申請があったものでございます。

対象者は裏面の名簿のとおりでございますが、いずれの方々も学校の教育活動、PTA活動の充実・発展に献身的に努められてきたとのことでございます。

つきましては、対象者の方々のこれまでの活動に対し、感謝の意を表するため、感謝状を贈呈したいと思っております。

文案につきましては、別紙のとおりでございます。

よろしくご協議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

矢下教育長 ただいまの説明につきまして、何かご質問はございませんか。

高森委員 歴代PTA会長に対する感謝状の件ですが、4番目から13番目の石浜幼稚園、石浜橋場こども園ですけれども、途中で、石浜橋場こども園に変わったので、このようなりストになっているわけですけれども、感謝状の文面もこれに応じて、例えば、「あなたは石浜幼稚園PTA会長として」という方と、「あなたは石浜橋場こども園PTA会長として」という書き出しと、2つ種類ができるということでしょうか。

生涯学習課長 石浜幼稚園としてのPTA会長にお勤めいただいたということで、石浜幼稚園という名称でお送りしたいと思っております。

高森委員 実は現PTAの方々から、石浜橋場こども園になる前の石浜幼稚園の時代に会長をなさった方々に感謝状は出ないのでしょうかというようなご意見がありましたので、今般出していただけるということですから、大変ありがたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

矢下教育長 よろしいでしょうか。

(なし)

矢下教育長 それでは、学務課のイ及び生涯学習課のオについては、協議どおり決定いたしましたと思っております。

これにご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

矢下教育長 ご異議ございませんので、協議どおり決定いたします。

(3) 児童保育課 ウ

矢下教育長 次に、児童保育課のウについて、児童保育課長、説明をお願いします。

児童保育課長 それでは、認可保育所の開設についてご説明いたします。資料3をご覧ください。

認可保育所の整備については、通年公募を実施しているところですが、今回は1件の提案について、今後開設に向けて進めてまいりたいと考えております。まず項番1、公募による提案の概要です。

(1) 認可保育所 (仮称) こどもヶ丘保育園根岸園でございます。

開設予定日は平成31年4月1日、所在地は、根岸3丁目1番10号となります、定員は、0歳から5歳で、56名を予定しております。構造・延床面積は、資料のとおりです。運営事業者は、株式会社チャイルドビジョンで、都内で認可保育園1園、小規模保育事業所7園を運営している事業者です。

項番2提案の審査でございます。(1)、審査日は、平成30年8月23日、(2) 審査方法及び(3) 審査委員につきましては資料のとおりでございます。

恐れ入ります、資料の裏面をご覧ください。(4) 審査結果でございます。得点につきましては、表のとおりございました。審査委員会での主なやり取りをご紹介します。

質疑の中で、開設場所が保育所の空白地域であり、待機児童も多く評価されるとの意見がありました。また、同一建物内に、ペット用品店などがあるため、アレルギーなどについて注意する必要があるとのご意見がございました。

項番3、補正予算額です。施設整備費等の補助について、台東区一般会計補正予算(第3回)に、歳入歳出とも、資料記載の金額を計上しているところでございます。

最後に項番4、今後のスケジュールです。本件については、今月開催される区議会子育て支援特別委員会にて報告予定でございます。

その後施設の公示や認可手続き等を進めていく予定です。

説明は以上でございます。

ご決定いただきますよう、お願いいたします。

矢下教育長 ただいまの説明につきまして、何かご質問はございませんでしょうか。

高森委員 今この施設の説明がありましたが、質問したいことが2点あります。

1点目は、ペットショップの併設についてですけれども、それは今後も継続的にこの建物内で経営されるのかというのが1点目。

もう1点は、この運営主体である、この株式会社の実績について、わかる範囲でちょっと教えてください。

児童保育課長 まず、1点目のご質問については、継続するというような状況でございます。

高森委員 そうすると、園は何階で経営するんですか。

児童保育課長 同じ建物内で、1階部分で、保育園が同居するような形になります。2階部分に、いわゆるドッグランのような形のものを、このペット用品店が経営しております、そちらを継続するというふうに聞いております。

2点目の実績につきましては、既に都内で認可保育所1園、小規模保育所7園を運営して

いる事業者です。区内でははじめての保育所の開設という形になります。

高森委員 園への動線・アクセスは、ペットショップの利用者と同じところから入るようになるのでしょうか。

児童保育課長 建物の入り口部分は、動線的には、現在のところは一部重なるような形になっています。共用部分と申しますか、そこは重なる部分がありまして、そこは事業者と、現在なるべく動線も分けられるような形ができないかというところで、協議しているところでございます。

高森委員 そうですね、ペットを連れていらっしゃる方と、園児たちが交差するところがちょっと心配な部分もあるので、そのあたりは詰めていただくと助かります。

樋口委員 今、非常にアレルギー等々が問題になってますんで、万が一ですよ、共用部分でそういう感染症が起こった場合の責任というのはどうなりますか。

児童保育課長 そこが園の活動の範囲内でもし起こったということになると、やはり園ですとか、区のほうにも一定の責任はあるかなと思うんですけども、例えば、送り迎えで園に登園する前ですとか、あるいは降園後のような場合には、基本的には保護者とペットショップとの関係になるのかなという想定はございます。

樋口委員 やはり、ペットショップというところの動線を充分チェックしておく必要があるんじゃないでしょうか。

児童保育課長 ドッグランのような施設が2階にもあるということで、どのようなペットが来るかというのは、いろんなパターンが考えられます。

実際の例としても、こういった形の、同居しているというのは、東京都のほうでも今まで情報があるわけではないというようなことも聞いております。

今回、審査委員会に置きましても、そういう懸念がありましたので、先ほど申し上げましたとおり、その動線をできるだけ分けるですとか、あるいはその保育所の中でも、例えば空気清浄機を設置するというようなことを今、事業者と協議をしておりますので、その辺の対応については十分注意をして、今後進めていきたいと考えております。

垣内委員 この審査結果なんですけど、総合点で70.5%だから、問題ないというご判断かと思うんですけど、意外に低いなという感じがしております。

特に運営方針が割と点数が低めに出ておりまして、この辺りの議論はどうだったのか、まあ機械的に見れば問題ないと思うんですけど、心配な部分があるように見受けられますので、ご説明いただければと思います。

児童保育課長 やはり、先ほど申し上げました、同居しているそのテナントに対する運営の対応策が審査会の時点では、そこまで具体案としてまだ提示されていなかったもので、そういったことも踏まえてのこの点数の評価とっております。

ただ、先ほど申し上げましたとおり、具体案についてはその後求めて、解決策を提示させる方向で今進めてはおりますので、そういった形で対応していくということでございます。

樋口委員 我々としては、やはり保育園の空白に保育園ができることは望ましいですよ。しかし、子供の安全に対して配慮しなきゃいけないところの業種として、ペットショップという、動物を扱う業者の方が同居する形になるんですね。

私の懸念は、保育園はあるんだけど、やっぱり懸念があるから生徒が行かなかつたらどうなるのという話で、教育委員会が、台東区が、認定した保育園ですよと、その時点で我々が保証しているわけですよ。だから万全にするんですが、その万全が、いわゆる保護者の懸念を全部払拭できるくらいに万全なところにしていかないと、せっかくひらいて補助金を出しますよといいながら、やっぱり保護者が、ここは懸念がありますよとなると、何のために認可したのかということにもなりかねませんので、ぜひその、今までにないケースなので、余計に慎重になってでも、いろいろな動物からの感染症がいろいろあるわけで、そこは十分、気をつけないといけないと思います。

認めることは認めるという形になるんですが、ただ、やっぱりその懸念は、我々は重々、承知しておかないとまずいと思います。

事務局次長 おっしゃるとおり、今、非常に待機児童対策が求められる中で、いろいろな民間の参入で一生懸命増やしているところです。その中で今、最も注目される、これから大事なのは質ですよ。質が低下しないこと。安全配慮は当然のことです。

一つ補足いたしますと、ペットショップというのは、ペットを売っているわけではなく、ペットの関連グッズを、餌とかそういうのを売っているところになります。

あと、そのドッグランというのがあって、そこでは不特定多数の方がペットを連れてきて、そこで放すというようなことをやるので、ある意味そういうリスクはあるわけですが、その営業時間が、登園、降園時間よりも、遅かったり早かったりということで、時間的な動線分けも実現できるかなというのが一つと、あと、どうしても、入り口、スロープがあったりするところは共用なんですけれども、入り口の扉は当然セキュリティーがかかっていて、関係ない人は入れないという区画がきちっとある保育所なので。ただ、そこに近づく人はいるというところで、さらにその辺も危険回避というものには万全を期していこうということと、東京都のほうでも、事前にこの物理的な状況については、相談を重ねていて、認可に足るという判断はいただいているところですので、より万全を期すということで、さらに協議を進めていきたいというふうに思っています。

矢下教育長 重要な関心事になりますね。

矢下教育長 それでは、児童保育課のウについて、協議どおり決定いたしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(異議なし)

矢下教育長 ご異議ございませんので、協議どおり決定いたします。

(4) 放課後対策担当 工

矢下教育長 次に、放課後対策担当の工について、放課後対策担当課長、説明をお願いします。

放課後対策担当課長 それでは、協議事項工、放課後対策事業委託事業者の選定結果について、説明をいたします。資料4をご確認ください。

項番1、選定経過です。(1)公募期間、(2)審査期間につきましては、記載のとおりでございます。

(3)選定方法です。第1次審査は書類審査を行い、第2次審査はプレゼンテーションとヒアリングにより、優先交渉権者を選定しております。選定委員につきましては、記載のとおりでございます。

項番2、運営事業者の選定結果です。得点率が70%を超える事業者の中から最高点を獲得いたしました事業者を優先交渉権者としております。

(1)(仮称)根岸こどもクラブの優先交渉権者は、得点率75.2%を獲得いたしました、特定非営利活動法人ワーカーズコープを選定しております。本事業者は、田原こどもクラブを運営しており、三社祭のような、地元のお祭り・イベントに日ごろから積極的に参加し、地域の方々と信頼関係を築いております。そして、根岸こどもクラブでも住民の方に伝統文化プログラムの講師や、ボランティアとしてご協力いただくプランなどにより、地域との結びつきを大切にしていこうとする姿勢が高く評価されました。

(2)(仮称)蔵前こどもクラブ及び放課後子供教室の優先交渉権者は、得点率76.0%を獲得いたしました、株式会社トライグループを選定しております。蔵前こどもクラブにつきましては、平成31年2月の開設を予定しており、早急な職員確保が課題となっておりますが、本事業者は、放課後対策事業の経験がある在籍職員を配置することで、質を担保した職員配置を提案しており、また、小学校の運動会前に元オリンピック選手による運動教室を開催する等、学校の方針・カリキュラム・イベントに添った年間プログラムを迅速に作成し提供するという、学校と連携したアクティビティや学習を実践しようとするプランが高く評価されました。

忍岡小学校放課後子供教室の優先交渉権者は、得点率77.3%を獲得いたしました、特定非営利活動法人アフタースクールを選定しております。忍岡小学校は近隣に児童館、こどもクラブ、こども園があり、これらの施設との連携が課題となっておりますが、本事業者は、友達と遊びたいという子供の気持ちに寄り添いながら、イベント実施や安全管理のための情報共有など、自分たちが率先して調整を行い、関係機関、または地域とチームメイトという意識で、連携を図ろうとする姿勢が高く評価されました。

項番3、今後のスケジュールです、9月20日の子育て支援特別委員会にて報告を行い、来年2月より蔵前こどもクラブの事業運営を開始し、その他の事業につきましては、来年4月1日より事業運営を開始予定でございます。

説明は以上でございます。

よろしくご協議の上、ご決定いただきますよう、お願いいたします。

矢下教育長 ただいまの説明につきまして、何かご質問はございませんか。

樋口委員 蔵前こどもクラブのトライは、例の学習塾のトライですね。

放課後対策担当課長 おっしゃるとおりでございます。

樋口委員 区内にこういう施設は、彼らは持っているんですか。

放課後対策担当課長 放課後対策の施設としてはございませんが、他区でもこういった放課後対策の事業を展開しておりまして、その他区での実施状況を確認したところ、非常に高い評価をいただいております。

樋口委員 ビジネスとして蔵前辺りには、やっている事実はないんですか。

放課後対策担当課長 ヒアリングの中では、台東区全体でかなりの数の塾を実施しているということで、そういったところからも人を呼んで対応するといったご提案もありました。

樋口委員 いい放課後事業をやってくれる可能性があるのかな。わかりました。

高森委員 それぞれのこどもクラブあるいは放課後子供教室の所在地は、各学校に付設する、各学校の敷地内にあるという理解でよろしいでしょうか。

放課後対策担当課長 根岸につきましては、学校の敷地内の施設という形になります。蔵前こどもクラブにつきましては学校内、放課後子供教室につきましては、2つとも学校内で実施をしていくということになります。

高森委員 ありがとうございます。

矢下教育長 それでは、放課後対策担当の工については協議どおり決定いたしたいと思っております。

これにご異議ございませんか。

(異議なし)

矢下教育長 ご異議ございませんので、協議どおり決定いたしました。

(5)生涯学習課 カ・キ・ク

矢下教育長 次に、生涯学習課のカからクについて、生涯学習課長、説明をお願いします。

生涯学習課長 それでは、ギャラリー・エフが実施いたします、3件の事業に対する、教育委員会の後援につきまして、ご説明いたします。はじめに資料6をご覧ください。

主催者であります、ギャラリー・エフにつきまして、はじめにご説明をさせていただきます。ギャラリー・エフは、慶応4年に建てられた土蔵を再生し、アートスペースとして、国内外のアーティストの展覧会や、演奏会、講演会を開催する等、蔵の活用を図っております。この蔵が建造から150年、国の登録有形文化財の指定から20年を迎えることを記念して、このたび、3件の記念トークイベントを開催するものでございます。

1件目の事業名称は、ギャラリー・エフ蔵150年記念トークイベントその1. 浅草むかしがたり at大多福でございます。

実施日は9月25日、実施場所は大多福でございます。事業の目的は、3件とも同様ですが、蔵が築150年を迎えたことを祝うとともに、区内ではじめて国の登録有形文化財に指定された貴重な蔵を、区民をはじめより多くの方に知ってもらうこととでございます。

裏面の事業内容でございます。浅草の今昔を語る講演として、大多福社長の船大工安行氏、ナビゲーターとして、薩摩琵琶奏者で、台東区観光大使、アートアドバイザーであります、友吉鶴心氏を迎えてのトークイベントでございます。

入場料等の徴収につきましては3件の事業とも会場使用料等として、3,500円となっております。

続きまして、2件目の資料7でございます。事業の名称は、対談・150年たっても変わらないでございます。

実施日は11月22日、実施場所はギャラリー・エフ、裏面の事業内容でございますが、150年たっても変わらないをテーマとする対談で、お話は、作家のいしいしんじ氏と、友吉鶴心氏でございます。

続きまして、3県目の資料8でございます。事業の名称は、文化財としての蔵・150年の夢でございます。

実施日は12月15日、実施場所がギャラリー・エフ、裏面の実施内容でございますが、文化財としての蔵・150年の夢をテーマに、台東区文化財保護審議会会長の稲葉和也氏、造形作家の鍋島次雄氏、友吉鶴心氏による鼎談でございます。

区民文化の向上に寄与するという観点から、後援につきまして、よろしくご協議の上、ご了承いただきますよう、お願いいたします。

矢下教育長 ただいまの説明につきまして、何かご質問はございませんでしょうか。

樋口委員 この蔵はいつごろできたものなのでしょうか。明確にしていけないと間違った標記じゃないかといわれる可能性がありますよね。

生涯学習課長 文化財登録のときの答申の中身で把握はしておりますけれども、慶応4年の8月に建てられたということを確認をしております、その翌9月8日に改元されておりますので、江戸時代ということとでございます。

高森委員 つくったのは江戸職人ですね。今度でいいので、現地の建物の写真だとかもみせていただければと思います。

生涯学習課長 ございます。

高森委員 今、写真を拝見しましたけれども、ギャラリー・エフというのは、蔵そのものをギャラリーにしたものですね。中はどのようになっているのでしょうか。

生涯学習課長 今の見た目的には、奥にお店、ギャラリーの入口、手前はカフェとか、いろいろな講演で使用できるような形になっていて、奥にそのまま蔵を残してあります。

垣内委員 補足説明を。登録文化財度というのは、基本、重要文化財等と違いまして、現状変更ができないとかいうことはありません。中も外も現状変更できないのが重要文化財なんですけれども、登録文化財というのは、ランドマーク的な建物を守りたいというこ

となので、特に外観の中の主たるポイントですね、皆がランドマークとして認識するところはできるだけ守ってほしいと。それ以外のところは自由に使って、日々の生活と折り合いをつけてほしいということですので、古い建物をいろいろな形で使えるという、そういう非常に柔軟な制度になっております。

矢下教育長 よろしいでしょうか。

(なし)

矢下教育長 それでは、生涯学習課のカからクについては、協議どおり決定いたしたいと思えます。

これにご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

矢下教育長 ご異議ございませんので、協議どおり決定いたしました。

2 報告事項

(1) 庶務課 ア

矢下教育長 次に報告事項を議題といたします。

はじめに庶務課のアについて、庶務課長、報告をお願いします。

庶務課長 それでは、報告事項のア、平成30年度 教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価について、ご説明させていただきます。資料9をご覧ください。

まず、この点検及び評価でございますが、教育行政をより効果的、効率的に推進することを目的として、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の規定に基づいて実施をしているものでございます。

項番3、対象とした事務でございます。本年度から4年間をかけまして、教育委員会が作成している、「学びのキャンパス台東アクションプラン」、「生涯学習推進プラン」及び「スポーツ振興基本計画」の3つの計画のうち、教育委員会以外の事業を除く、全ての事業について評価を行うことといたしました。

今年度については、「学びのキャンパス台東アクションプラン」の施策「【施策目標1】これからの社会を生き抜く力を育成する」のうち、平成29年度中に教育委員会で取り組みました、74事業につきまして、点検及び評価を行ったところでございます。

項番4、点検及び評価の方法でございます。教育施策総括シート及び教育事業評価シートを用いて、点検及び評価を行った上で、3名の学識経験者の方のご意見をいただいたところでございます。

2ページをご覧ください。項番5点検及び評価の結果でございます。3ページの施策等の一覧にお示ししておりますが、評価は、A評価、達成率が100%以上、B評価、達成率が50%から100%未満、C評価、達成率50%未満となっているところでございます。今年度はA評価の事業が61事業、B評価が13事業、C評価はございませんでした。

報告書の本編は、事前に送付させていただいておりますので、2ページの取り組み結果

により、目標に達しなかったものを中心に説明をさせていただきます。

施策方向1、「かけがえのない命を大切にしたい豊かな心づくりの推進」では、規範意識や思いやりの育成について、1事業において目標に及ばず、課題として、道徳授業地区公開講座への参加者増加が挙げられます。

施策方向の2、「学力の定着と学習習慣の確立」では、基礎・基本を身につける教育の推進及び学習習慣と意欲の重視については各1事業において、また、質の高い学びの推進については、3事業において計画目標に達しないものがありまして、具体的な課題といたしましては、学習支援講座の「ステップアップ」受講生の出席率の増加や、家庭における学習習慣定着に向けての啓発、ICT教育機器の活用度向上などが挙げられます。

施策方向3、「体験的な活動を通じた健やかな体づくりの推進」では、体力の向上と健康づくりの推進及び給食の充実と食育の推進について、各1事業において計画目標を達成しないものがありました。

施策方向の4、「『知識基盤社会』における自立に向けて必要となる力の育成」では、知識基盤社会で生き抜くための教育の推進について、1事業において計画目標に達しないものがあり、ICT教育機器の活用度向上が、やはり課題となっているところでございます。

恐れ入りますが、1枚おめくりいただきまして、学識経験者による意見のところをご覧くださいと思います。

それぞれの先生からのご意見でございますが、まず、尾木先生からは、全般では、取り組みの目標、内容をできるだけ数値化するようにし、達成状況を把握しやすくするとともに、質的な事業推進にも留意している点が評価できる。また、各事業を通じて、PDCAを大切にし、しっかりと評価をし、その評価に基づいて今後の展開を見据えて「事業の課題」を把握している。個別事業については、規範意識や思いやりの心の育成に関して、学校教育において、道徳の教科化等の充実が図られつつあることを視野に入れて、一層の充実を図ることを期待したい、道徳授業地区公開講座の実施については、講座の実施内容や呼びかけの工夫などを行い、保護者や地域の方々と共に地域で子供の心の教育を進められるよう、効果的な実践をしている事例の交流などにさらに力を入れることが求められるとのこと意見をいただいたところでございます。

続きまして、次ページでございますが、前田先生からは、全般では時代の変化に対応するために必要な事業の積極的な創出は期待しているが、広範囲にわたる多数の事業の実施は、参加希望者の分散や、対応人員及び運営経費の増が危惧される。各事業の広報活動を工夫する一方で、さまざまな関係者の理解も得ながら、似かよった事業間での連携や統合、縮小や削減も必要だと思う。個別事業では、下町台東の美しい心づくり、花の心プロジェクトでは、台東区が他に誇れる事業ではないかと思う。また、規範意識や思いやりの心の育成、芸術に触れる体験の各事業や、家庭教育への支援は、区民運動、PTA活動、学校教育がそれぞれに実績を積んでおり、地域や、施設、多くの人材そのものがすぐれた文化であると考えると、形骸化することなく事業の価値を再認識して一層の充実に向けてほしいと

のご意見をいただきました。

最後でございます。1枚おめくりいただきまして、有村先生からは、全般では、概ね目的を達成しているが、台東区の子供の個々の成長や各学校の教育活動の充実に照らして、その成果と課題を問う検討が必要ではないか。この点が曖昧なままに、A評価としていることはないか。また、個別事業では、質の高い学びの推進では、各学校の専門性の高い事業が欠かせない、特に小学校では、子供の好奇心や深い試行を促す教材開発、中学校では、個々の資質、能力を把握した、学びに向かう力の肝要を重視したい、例えば、各学校に事業力向上プロジェクトを設置し、そのための予算化とともに、その研究成果発表会や、実践教員表彰等の場を企画・検討したいとのご意見をいただいたところでございます。

この度の結果や、学識経験者のご意見などを踏まえまして、引き続き取り組みの充実に努めていくとともに、次年度改訂予定のアクションプランにも生かしてまいりたいと考えているところでございます。

説明が長くなりましたが、以上でございます。よろしくお願いいたします。

矢下教育長 ただいまの報告につきまして、何かご質問はございませんか。

樋口委員 まず、学識経験者の方々意見は非常に重要なコメントが多々ございます。特に前田先生が言われている、似通った事業間での連携と縮小・削減等々の箇所及び有村先生の、成果をこのまま、曖昧なままにしているんじゃないかというのは、非常に重要な指摘でございます。Aだからよかったということは絶対になきようにお願いしたいと思えます。次に具体的なところですが、27ページのB評価のところですけども、学習習慣定着に向けての啓発で、宿題への取り組みなんですけど、私が臨海学園に行ったときの体験ですけど、ある学校では、ほとんどの子供は塾に行っていると、ある学校ではほとんどの子が塾に行っていない、という学校がございまして、塾に行っている子供たちのいわゆる動向を見ていけば、普段の学習習慣は非常に高いんですが、学校の宿題をやるのが大変という、一部の保護者の話もあるので、この辺の、いわゆる学校の状況を見ながら、やらないと、宿題やらないから達成してませんという言い方だと、実際子供が学習してませんという言い方はちょっと違うんじゃないかと。この教育施策においてやってない、B評価をつけるというのは、いかがなものかと思うわけですし、この辺をどう、いわゆる施策の評価について評価を反映して言うかというときに、B評価だからよくないという言い方は、これはいかがなものかと、私はちょっと懸念があります。

あと、17ページの農業体験のところですけども、この辺はB評価になっても仕方がないんじゃないかと思えます。畑がないところですから。だからこの辺は、ちょっと施策に無理があって、B評価になっても仕方がないかなと。

その一方で、規範意識の思いやりのところでの話は、これはちょっと深刻な問題で、これは、我々は考え直さなきゃいけないという、要は、施策として、実践として学校に対してどうするかと考えなきゃいけない。

で、このように、有識者の方々のコメントを読み直すと、やっぱり非常に重要な施策の、

我々のこの見直しに対してのご指摘というのは、重要なものがございますので、今後、これはこれで報告でこういう結果ということについては、本件上受け入れた上で、今後どうするかは、やはり同じような施策に関しては、統合するないしは、関連のあるものについては、トータルでやるということが重要だろうと思います。

31ページの連合運動会のところなんです、連合運動会・連合陸上大会において、目標に届かなかったものの、全体としては大きな成果を上げている。課題としては、児童生徒の減少に伴い、参加者が減っているというのは、参加者が目標になっているからそうなので、生徒が減れば当然参加者が減るわけで、この辺もちょっと評価として、B評価という言い方をしたときの話は、ちょっと矛盾があるんじゃないかと。この辺の評価法は、有村先生が言われるように、単にABCをつければいいという話じゃなくて、やっぱり現状に即して、どういう施策がどういう有効性を実際に生徒に、ないしは学校現場で有効に働くかということが重要であって、数値にしてしまうと、数値に届かないからとか、あとは、さっきの数字は、何か4校対象のうち、2校がだめだったんで、辛うじて50%だからB評価ですという評価をしていたんだけど、それもいかがなものかと思いますね。その辺のところは有村先生のご指摘を真摯に受け止めて、これから新しい制度に向けて考慮をしていただきたいと、一応、意見です。

末廣委員 私も、有識者の3先生のご意見を、一応それをもとに、いろいろと考えさせていただきました。

やっぱり、全般的に見ますと、各事業は大体、概ね目標を達成しているということで、その意味では高く評価できると思いますが、ただ、各事業で、いわゆる目標、実践、成果、課題という中で、各事業で前年度、前の年の課題があったわけですが、その課題が、今回の程度改善されているのかという、そういう視点がちょっと見られない、やはり、前とどういふふうに変わっているかということと比較・検討する必要があるんじゃないかと思えます。

そういうことで、また個々の事業について、いろいろとお聞きしたいと思います。

まずページ15です。15ページの道徳授業地区公開講座の実施ですね。これは、やはり道徳の事業に関しては、保護者の理解というのが非常に必要になってるということで、これはこれからも続けてほしいんですが、この事業の課題にありますように、保護者への啓発をどの程度充実させていくかというのが非常に重要だというふうに書いてありますので、その点もよく、今後のためにお検討していただきたいというふうに思います。

それから、17ページの農業体験学習の、いわゆる農地所有者との契約ですね。契約がどうなっていたのでしょうか。

指導課長 今までお貸ししていただいていた地主さんのほうからは、この年度から、お貸りすることができないということになりまして、使用できなくなったということでございます。

末廣委員 その申し出と実施するまでの間はあまり時間がなかったんですか。

指導課長 事前に来年度からは、難しいと聞いておりました。

末廣委員 事前にわかっていたんですね。ありがとうございます。

それから、19ページから21ページ、というのは、音楽教育ですね。芸術に触れる体験の充実、この施策、6つの事業がありますが、これは台東区が誇る、音楽教育という、そのさらなる充実のために、この6つの事業をより推進していただきたいと思います。

それから22ページですね、22ページのいわゆる学力向上推進ティーチャーと学力向上プラン、大学生が先生ですね、これに関しまして、学校間で認識の差があるというコメントがありますが、学校によってはこういうのはあまり必要ないという認識なのかどうか、それは実際どうなんでしょうか。

指導課長 活用の仕方に、学校独自に若干違いがあるということでございます。

末廣委員 わかりました。それから、23ページですが、これもいわゆるステップアップの問題ですけれども、これも基礎学力の定着のためには非常にいい事業だと思うんですけども、やっぱり受講者が、出席率が十分でないということで、実際、学校によって違うんでしょうけれども、どの程度の出席率なんでしょうか。

指導課長 今、ちょっと手元にはないんですけども、昨年度段階で、延べで60%程度だったというように記憶しております。

末廣委員 全体的で60%と。それで、この出席率を上げるというのはなかなか難しいと思うんですけども、やっぱりそういう、何かもっといい方法はないかと、各学校でも考えていらっしゃるんですか。

指導課長 各校に、簡単に言うと、本当にやる気持ちがありますかということをお学校で聞いてくださいと。もし間違えて申し込んでしまったというのであれば、辞退するというのも可能ですよというような働き掛けで、学校と連携して指導して指導しております。

末廣委員 その次ですが、29ページ、ICT教育の問題ですけれども、ICT教育というのは、文科省の教育方針のいわゆる重要な項目の一つとして、実際これからの時代に、児童・生徒がICTを活用できるという、そういう教育が必要不可欠だと思うんですね。その推進のためには、もう、各学校がその認識を深めるという必要があります。これに関しても児童・生徒の活用頻度について、学校間の格差が出るのは、これはやはり先生の指導の違いによるんでしょうかね。

教育改革担当課長 概ね活用頻度は微増です。後、学習によっては、ICTを使わないで、アナログでやるべきところで効果を出すということもあるということで、一律にはないという部分であります。

末廣委員 やっぱり教科で使いやすい教科とそうでない教科とか、その差はあると思いますからね。

それから、30ページ、理科教育のアドバイザー派遣ですが、ずっと今まで学力調査でも台東区は理科が非常に学力が落ちるという結果が出ていると。それを見れば台東区にとっては、非常に大きな課題になっているわけですが、担当課の評価では、個別の助言とか指

導等の実績がなかったということですが、これは具体的にどういうことなのでしょう。

それから、42ページ、理科教育の推進のところですが、ここでもその希望したにもかかわらず、支援員の配置をしなかった学校があるという課題がありますけれども、これは実際、具体的にはどういうことなのか、教えていただけますか。

教育支援館長 まず、1点目のほうの理科教育アドバイザー派遣については、支援館のほうが所管していますので、お答えしたいと思います。

ここの評価の個別の指導・助言というところの実績がなかったということに関してでございますが、基本的に学校園からの申込制になっております。この部分については、個別に申し込みが、昨年度はなかったということで、実績がなかったという見方でございます。

ちなみに今年度につきましては、数件、声が上がってきておりますので、申し込みがあれば、すぐにアドバイザーが対応するというような形になっております。

指導課長 理科支援員についてでございますが、これは理科の実験の事前準備、それから実験中の支援、それから終わった後の片づけ、分析等というところですが、希望したけれども、配置しなかった部分は、その人材を残念ながら見つけることができなかったという学校が複数校見受けられました。そういう結論になっております。

末廣委員 できればこのアドバイザーにしても、なるべく先生方がうまく活用できるのがいいんじゃないかと思えます。ではその次ですが、34ページですね。幼児の体力向上支援と幼児運動教室ですね、これも体力向上、健康づくりのためには有意義な事業だと思えます。

特に、この下のほうの教室の回数を見ますと、目標が130回で、実際には215回もやっているということで、これは明らかに保護者がこういうものを欲しているといえますか、そのニーズが、非常に大変高いのではないかと思います。

そういう意味ではそのニーズに十分、これからも答えられるような努力をしていただきたいと思えます。

それから、31ページに戻りますが、参加する者が少なかったというのはどういう理由が考えられますかね。

学務課長 こちら、特に中学校のほうにつきましては、競技種目を設定はしておりますが、その種目に参加できる選手という生徒が、たまたま選考できない、数を埋められないといったこともございます。

そういったところの各校の事情がありまして、一応、目標値としては、参加人数というのを設定しておるところなんです、届かないという結果がでてしまっているということでございます。

末廣委員 あと、35ページから、37ページまで、それぞれの行事がありますが、これは、どうしても学校同士で希望日が重なっちゃうと。これはもう毎年のことだと思うんですが、その調整とか、事前調査とか、そういう調整というのはどういう形でやっているのでしょうか。

学務課長 学務課のほうが事務局となりまして、夏季施設等運営委員会という、代表の校長先生等が入っていただいている会議体を持っております。

そこで、実際に各校に希望調査をあらかじめ配らせていただいて、その結果をその委員会に諮らせていただくというような形でやらせていただいております。

その中で、どうしてもやはり各校で、この行事以外の行事の日程等の都合から、どうしてもここでは難しいと言ったところ、そういったところの条件を聞きながら調整をさせていただいて、最終的には、全体で統一する、整理をさせていただいて、決定をさせていただくというような形で、毎年、ここまで来ている状態ではございます。

末廣委員 今まで、学校同士で、どうしてもバッティングした場合、お互いに譲れないとかね、何かそういうことは特に起きないんですか。

学務課長 どうしてもというところまでは、さすがになかったと思います。

ただ、やはり、どうしてもそういう状況で、2校の場合であれば、どちらか一方の学校のほうには、他の行事等を含めて調整をしていただくというご負担をおかけしたというところは、実際、ございます。

末廣委員 それから、40ページ41ページですが、やっぱり子供の安全ですね。これは、これから特に地震等の災害というものが、確実に予想されるわけで、この子供たちの安全を守るというのは、非常に大切な事業だと思うんですが、その課題に、避難訓練の実施形態とか、安全指導の内容の見直しが必要だとありますが、具体的には、どのような見直しなんですかね。

指導課長 初動行動として、どういうことをするかというのも、さまざまな見解、有識者からの意見により、マニュアルも変わってきているところがございますので、そういう部分では、やはり今までのものを見直していかなければならないなど。

末廣委員 なるほど、そういう意味ですね。わかりました。やっぱり、現実に即対応してくというのは必要だと思います。

それから、あと、44ページですが、家庭での教育力とか、その向上というのは、非常に、学校園の教育とは別に、非常に重要なものとなってきていると思います。その中でも、参加しない、あるいは参加できない保護者ですね。この方々にどのようなアプローチができるか、非常にこれも難しい問題だと思います。あまりそういう気がない保護者に参加しろというのも難しいと思います。今まで以上にそういうアプローチがないと、なかなか参加者が、あまり増えないんじゃないかという気がするんですけど、これはまた課題だと思います。

それから、48ページ、これも子供たちだけでなく、保護者に非常に貴重な授業じゃないかと思います。

これも課題としては、児童生徒の現状・実態に即して、内容の見直しをするとありますが、これも多変難しいことじゃないかとは思いますが、これも具体的に何か、ある程度の方策は考えられているんでしょうか。

指導課長 内容等の見直しというのは、広い範囲がありまして、まず、子供の希望制にするのか、あるいは、一定程度、このぐらいの子の場合には、保護者に促すかということ。それからいわゆる補習のときにも、演習問題を与えてやらせるだけではなく、そこに指導者がどれだけつけるかなど、やはりわからない子にどういうふうに理解させていくかというところでは、希望制、あるいはある程度促すということから、実際の形態等、やはりよりよいものに見直しを図っていく必要があるというような考え方でございます。

末廣委員 わかりました。

私のほうからは以上です。ありがとうございました。

垣内委員 この点検評価報告書を拝見させていただきまして、ほかの先生方と同じように、学識経験者の方の非常に貴重なご意見があったなというふうに拝見いたしました。

一般的にPDCAを回していこうと考えたとき、それぞれの事業の内容、目標から、実績、成果、課題、そして評価となると、その後、通常、一般的な行政評価だと、この事業自体の継続とか見直しとかそういったところまで踏み込むことが結構あるんですけど、今回は教育関連ですから、ある程度の継続性も必要だということもあって、そこまでは書き込まれていないのかなというふうに理解いたしました。

ただ、一方で、幾つかの個別の事業を拝見していると、ほかの先生方がおっしゃったように、いろいろな諸条件、周辺状況を考えたときに、その目標設定自体にちょっと無理がありそうな、農業のところとかですね。

それが1点と、それからもう一つ、これもほかの先生方がおっしゃっていましたが、アウトプットで何回やった、何回をやるという目標をたてて、ベンチマーク等で、それを達成したのでA評価、ということになるようなんですけども、例えば21ページの演劇鑑賞教室なんかについては、実施しているから、目標数を実施しているのでA評価ですが、事業の課題のところ、結構きちんと、事前、事後の指導の充実が重要であると、こういうふうに書いてあるんですね。この評価のAであるということよりは、この課題のほうが非常に重要であって、この課題の洗い出しこそが、この報告書の肝であろうと思うんですけども、これをどういうふうに、次につなげていくのかということについては、いずれかの時点で、またフィードバックがあるというふうに理解していいのかというのが質問の1点目です。

それから、2点目として、やはり23ページのステップアップですね。これについても目標はすごく良いと思います。やってみたら、どうも出席率が上がらない。こういうところが、何かどこかに障害があるんだろうというふうに思われます。また、講座を受講した生徒の成績向上ということは、あまり成績にも表れていないというだと思うので、どうしても到達しないところの評価を深掘りしていく必要もあるのかなと思います。私自身も大変期待をして拝見していますけれども、なかなか、こう、期待に沿った成果が出ていないということなので、もう少しその、個別の事業によっては、きちんとしたフォローアップとかが必要なのかなというふうに拝見いたしました。

あと、いろいろ、私もお尋ねしたいことがあるんですけども、時間的な余裕もあまりないので、例えば45ページのところで、これは参加者数が少なく、2回やるところを1回しかできなかったということなんですけれども、そもそもこういうやり方にニーズがあったのかどうか。場合によると、もうちょっと違う方向性も、やり方があるのかもしれないということと、同時に、次のページ、46ページは相談の件数が増えていて、対応が難しくなっていく。つまり、ニーズがものすごくあるということかと。ただ、ボリューム感がちょっと違う、どっちも大事だとは思いますが、それぞれが重要なことをやっているの、それをうまく必要なところにお届けするという情報提供も必要が、もしかすると、その時間帯の設定とか、場所の設定とか、ちょっとそのニーズに合わないこともあるのかなということもありますので、評価にかかわらず、その課題を抽出して、その目標、目指す目標に対して、達成度が上がるような、そういう仕組みも少し、この評価の後、各課でお願いできたらなというふうに思います。

また、最後、49ページですけど、エビデンスに基づく検証サイクルの推進についてですが、私も非常に重要な点だと思っておりまして、特に、総合学力調査についてですが、分析可能な形の生データを、それぞれの小中学校で分析するとともに、教育委員会のほうでも全体像を掴んで、例えば、どこはどういう課題がありそうで、そこはどういうふうに今後、何かサポートできるのかというようなことまでされているというふうに理解してよろしいでしょうか。これは担当課評価がAになっておりまして、調査を実施しているからというふうになっているんですけども、事業の課題のところ、分析、活用の好事例をさらに共有していく。これはすごく重要なことなんですけどもそもそも分析ができる状況であって、皆一応やっていらっしゃって、どれをちゃんとフィードバックしているのかということを確認させていただきたいと思います。

以上です。

指導課長 では、指導課に関わることで3点ほどございましたので、お答え申し上げます。

まず、21ページ、演劇鑑賞教室につきまして、事前・事後の指導を各校の実態に合わせて充実させることが重要である。充実させることが課題であるという表現ではなく、重要であるとしております。

実際には、この小学校6年生が能や狂言を鑑賞するにあたって、なかなか言語の部分も理解できないところがございますので、事前に演目に関する資料、ちょっと漫画やイラストの入ったものを配りまして、子供たちに事前にこういうような内容ですよということと、どここの場面が見どころですよということを、実際に指導しているところがございます。それで、事後になったときに、どこがわかったかということをやっておりまして、それをやはり継続していくことが、充実させていくことが重要だという意味で、個々では記載をさせていただいております。

続きまして、ステップアップにつきましては、出席率を上げるということにつきまして、

先ほどもちょっとお答えいたしましたけれども、やはり最初から出ないというような生徒もいますけれども、出席率を上げるために、今回、夏季休業中にも実施したりというような工夫をしているところでございます

ただし、やはり、現段階で見ると、出席率の主だった顕著な向上が見られないというところも、現実、ございますので、来年度に向けて、さらに、例えば分散化して、何々から何々で1週間であるだとか、そういうような分散の形にしていくということも今後検討しなければいけない。年間を通して、というところでモチベーションが続かないということも考えられるのであれば、短期というものを幾つかタームに分けてやるということも考えなければいけないかなと。これは指導課内での今、検討事項でございます。

それから、総合学力調査につきましては、今年度頭から、昨年度の総合学力調査の結果をもとに、意識調査と結果の間に傾向が言えるんじゃないかということで、早速そのデータをもとに、相関を分析しているところでございます。

樋口委員 ステップアップですけれども、果たして、その学力を向上させようという意欲があるのかなのかということまでいかない、今の子供たちが別にとということ言えば、モチベーションという意味ですが、モチベーションがなければ、幾らやってもしようがないので、それは家庭の問題もあって、それはもう学力云々等話ではなくなるので、その辺の、その置かれた生徒の状況をちゃんと把握して、我々としては、やっぱり学力は向上していただいたほうがいいと思います。ぜひともそこはちゃんと情報をしっかりとって、施策に展開していただければと。

高森委員 今回、この点検評価を拝見して、また後ほど、資料の15で教育ビジョン全体の報告がありますけれども、これだけ大変多くの事業をやっていらっしゃる教員・職員の方々に本当に敬服いたします。それに関わる方々、どれだけの人数でやっていらっしゃるかわかりませんが、多分、限られた人数の中でこれを回していると思います。まず、そのことに対して敬意を表すると同時に、働き方改革で、少しでも何か改善できればと思います。先ほど事業の統合という話もありましたけれども、只今、各委員の先生方からお話があったことから、全体を総括して、二つほどにまとめたいと思います。

一つは、各先生からもお話があったように、目標の設定にかなり無理があるというのは、確かに私も思いました。特に、この目標の設定の根拠が知りたい事業が幾つかございまして、必要に応じて、これはやはり見直しも必要かなと思います。

例えば、1-1-(3)-4、15ページの下段。この目標に掲げられている小中学校の人数の参加人数の根拠は何かとかがですね。それから、例えばもう一つ。31ページ、1-3-(1)-2、ここに、中学校の選抜の選手550名という人数の根拠。それから、44ページ、1-4-(2)-1、参加者数4,000人。なぜこの数字が出ているのか。この数字が出ているがために、事業実績が振るわないので、B評価ということになっていますから、もし必要であれば、この根拠になっている数字を見直す必要もあるかなと思った次第です。

それから、もう一つが、その事業概要や目標と、評価の文言に乖離がある、ちょっと違

和感を感じるものが幾つかございまして、例えば、9ページ下段の1-1-(1)-2、人権教育の推進。これ、事業名は、情報提供システムの運用。事業の概要は、情報を提供する、当事者意識を啓発するというのが事業の概要となっているのですけれども、目標を見ますと、ポスターの掲示、情報提供や当事者意識の醸成を図る。そのまえに、いじめの早期発見というのがありますが、こういった目標が掲げられている中で、事業の課題の部分に、相談件数が僅少であるとなっているのですね。私は、この事業の内容としては、提供・啓発が目的だから、相談窓口では必ずしもないような気がするのですけれども、いじめの早期発見というのが目標に掲げられているので、相談件数のところについて、課題になっていると思うのです。本件については、いじめの発見が十分機能しているということと、相談件数がわずかであることとは別物のような気がいたします。

他にも、例えば23ページの上段。何人かの教育委員の先生方からもご指摘があった、ステップアップ講座ですが、事業の概要はわかりました。ところが目標の部分で、学習支援講座を行うことが目標になっているのですよ。これでよろしいのでしょうか。事業の課題を見ると、出席率を上げる必要があると書いてある。事業の出席率を上げるということが目標にありません。これはちょっと矛盾がありませんかということです。

それから29ページの上段、1-2-(4)-3。こちらは直接乖離があるという意味ではないのですが、ちょっと無理があるかなと思う部分で、例えば目標に、そのICT機器が有する機能を最大限に活用させるということが示されていますけれども、最大限という言葉は、かなりネックでございまして、ICT機器が有する機能の上限というのは、天井知らずのところですから。どこまでを以って最大限の活用と理解するか、それによって、この評価に影響が出てくると思うんですね。

それに伴って、B評価の部分、これは43ページにも再掲がありますが、その特別支援学校の児童生徒に対して、配付することができた、同時に教員向けに研修を行った、児童生徒の活用頻度については、学校間格差があるという課題が掲げているのです。これについて、学校間で情報の共有だとか、あるいは活用している学校との情報の連携のような形がなされているのかどうか、それが今後の課題として、もしかしたら、必要になるのかなと思うので、その辺りもちょっと伺いたいと思いますが、いかがでしょうか。

教育改革担当課長 29ページのICT教育の部分についてでございます。ご指摘いただいたような、その最大限という言葉は、確かに技術がどんどん進歩していますので、何を以って最大限というところは、ご指摘のとおりかなと思いますので、今後検討いたします。

そして、担当評価、Bの部分についてでございますが、情報の共有、または活用について、本区では、ICT支援員を活用しています。その支援員が効果的な活用事例を作成するとともに、ほかの学校の教員がそういう事例を見ることができるよう、支援員が回りながら伝えて助言しているというところでございます。

樋口委員 ちゃんとした前提条件をしっかりとしないと、目標をたててもうまくいかないというのがあるんだろうとことですね。

矢下教育長 かなりたくさんいただきましたので、しっかりと。
よろしいですか。

(なし)

矢下教育長 それでは、庶務課のアについては、報告どおり了承願います。

(2) 学務課 イ・ウ

矢下教育長 次に、学務課のイ及びウについて、学務課長、報告をお願いします。

学務課長 それでは、はじめに、平成30年度就学時健康診断日程表についてご説明いたします。資料は10をご覧ください。

平成31年4月に、小学校に就学する予定の児童を対象にいたしました、就学時健康診断を本年も例年どおり、各小学校を会場に実施いたします。日程につきましては、資料に記載のとおりでございます。よろしくをお願いします。

続きまして2点目ですが、平成31年度区立幼稚園及び認定こども園短時間保育の園児募集についてでございます。資料11をご覧ください。

区立幼稚園10園、区立認定こども園3園の短時間保育における来年度4月入園の園児募集でございます。

まず項番1の募集概要につきましては、例年とおりのスケジュールとなっております。11月1日から、各幼稚園、こども園において、募集案内、入園申込書の配付を開始いたします。

募集スケジュールにつきましては、資料の裏面にフローを載せておりますので、ご確認いただきたいと思います。

資料表面、項番の2、募集見込み数でございます。こちらにつきましては、資料の表で、まず幼稚園、こども園の定員から、兄弟関係、さらに、4・5歳児につきましては、持ち上がりを勘案いたしまして、募集見込み数を算出しております。

平成31年度につきましては、幼稚園が合計で385名、こども園が76名の計461名となっております。

昨年との相違点といたしましては、昨年、根岸幼稚園の3歳児クラスを二クラスの定員で募集を行いました。本年は、対象年齢の地域別の人口や昨年の応募状況等を勘案いたしまして、募集を1クラスに戻しております。

また、表の下の米印のところでございますが、1点目は、昨年も実施しておりますが、幼児人口の増加に伴う暫定的な措置といたしまして、今年度も台桜幼稚園、石浜橋場こども園を除く11園で3歳児の定員を2名ずつ増員いたします。また、2点目のほうも、例年どおりの対応でございますが、現3歳児・4歳児に兄弟が在園する場合は、優先して入園予定者といたします。この場合、兄弟優先による入園予定者のいる園につきましては、定員を25名を上限に調整してまいります。

以上、簡単ではございますが、平成31年度区立幼稚園及び認定こども園短時間保育園児

募集についての報告でございます。よろしくお願ひいたします。

矢下教育長 ただいまの報告につきまして、まずは学務課のイについて何かご質問はございませんか。

(なし)

矢下教育長 次に、学務課のウについて、何かご質問はございませんか。

高森委員 今、根岸幼稚園のお話が出ましたけれども、昨年は3歳児、2クラスを開設したんですが、今年度、来年度、それが4歳児に上がりますけれども、クラス編制はマックスの4クラスになるんでしょうか。

学務課長 根岸幼稚園につきましては、来年度も持ち上がったクラスのところで、定員が今のところ、在園児が今3歳児が29名となっておりますので、4歳児に上がるときには30名定員がございますので、1クラスになります。

高森委員 そうすると、キャパシティは今回はまだ、一クラスあいているわけですね。

学務課長 そのとおりでございます。

高森委員 でも、二クラス開設する必要はなさそうだという見込みで。

学務課長 そのとおりでございます。

高森委員 わかりました。

矢下教育長 よろしいですか。

(なし)

矢下教育長 それでは、学務課のイ及びウについては、報告どおり了承願ひます。

(3) 児童保育課

矢下教育長 次に児童保育課のエについて、児童保育課長、報告をお願いします。

児童保育課長 それでは、平成31年4月保育所等入所申込の受付等について、ご報告いたします。資料12をご覧ください。

項番1、申込資格は、保護者が就労や病気等のため、保育を必要とする家庭となります。

項番2、対象施設は認可保育所、認定こども園の長時間保育、地域型保育事業です。

項番3、受付期間は10月22日から12月21日までです。期間中の休日受付は、11月と12月のそれぞれ、記載の日に実施をいたします。

項番4、受付場所・時間は、記載のとおりです。

項番5申し込み手続きは記載のとおりでございますが、平成31年度の入園の案内冊子を、10月上旬から配布予定としております。

恐れ入ります。資料の裏面をご覧ください。これまで同様、4月入所の受付については、出生前申込を受付いたします。

項番6、周知方法については、広報たいとうや、区ホームページなどへの掲載など、資料記載のとおりでございます。

項番7、保育所入所基準の一部改定です。保育人材の確保のため、保育士等の子供の入

園の可能性が高まるよう、入所基準の一部を改定いたします。対象施設や職種等は、資料記載のとおりでございます。優先方法としましては、調整指数で加点をいたします。31年4月の入所申請から適用してまいります。

最後に項番8、今後のスケジュールです。受付締め切り後、来年の1月上旬から2月上旬にかけて、入所に係る利用調整を行い、2月中旬に結果の通知を発送予定でございます。

以降資料のとおり進めてまいります。

報告は以上でございます。

矢下教育長 ただいまの報告につきまして、何かご質問はございませんか。

(なし)

矢下教育長 それでは、児童保育課の工については、報告どおり了承願います。

(4) 放課後対策担当 オ・カ

矢下教育長 次に、放課後対策担当のオ及びカについて、放課後対策担当課長、報告をお願いします。

放課後対策担当課長 それでは、報告事項オ、平成31年4月こどもクラブ利用申込の受付についてでございます。資料13をご確認ください。

項番1、申込み資格につきましては、保護者が就労や病気等で放課後に保育することができない家庭の小学生となります。

項番2、対象クラブは、こどもクラブ25箇所となります。

項番3、受付期間・場所等でございます。受付期間といたしましては、本年11月1日から、12月14日までの祝日を除く月曜から金曜日としており、また、11月11日及び12月9日の日曜日を休日受付日としております。

受付場所につきましては、通常利用を希望するこどもクラブとしておりますが、現在大規模改修を実施しております、松が谷こどもクラブ及び来年度新規開設予定の蔵前こどもクラブ、根岸こどもクラブにつきましては、に記載のとおり、区役所6階の児童保育課、放課後対策担当窓口にて、受付を行います。また、その3クラブの近隣施設にて、資料記載のとおり、特設窓口を開設させていただきます。

恐れ入りますが、裏面をご覧ください。

項番4、申し込み手続きは記載のとおりでございます。

項番5、周知方法につきましては、広報たいとうのほか、区ホームページ、たいとうメールマガジン、ツイッター等でも周知を行います。

項番6、今後のスケジュールです。11月1日より、申請受付を行い、来年1月中旬から、2月上旬まで、利用審査を行います。以降は記載のとおりでございます。

報告事項オにつきましては以上でございます。

続きまして、報告事項カ、こどもクラブ等の経路における点検の実施状況についてでございます。

資料14をご覧ください。7月24日の教育委員会にて、学務課より、通学路における点検の実施についてで報告がございましたが、関係機関とされておりまして、こどもクラブ、児童館につきましても合同で調査を行っておりますので、現状の報告をさせていただきます。

項番1、経緯でございます。本年6月に、大阪府北部を震源とする地震によるブロック塀の倒壊で、登校中の児童が巻き込まれる痛ましい事故が発生いたしました。

また、本年5月に、新潟市で下校途中の児童が被害に遭う、痛ましい事件を受け、登下校時の子供の安全確保に関する関係閣僚会議において「登下校防犯プラン」がとりまとめられ、本年9月末までに防犯の観点による通学路の緊急合同点検を実施することとされました。これを受け、現在、教育委員会では、学校の通学路におけるブロック塀等に関する調査及び防犯の観点による関係機関との合同点検を実施しております。こどもクラブ及び児童館についても同様に、「学校から施設」、「施設から自宅」までの経路の点検を実施し、安全の確保に取り組んでおります。

項番2、実施対象といたしましては、区内全てのこどもクラブと児童館。そして、こどもクラブ及び児童館のランドセル来館を定期的に利用する児童の保護者としております。

項番3、実施状況です。学校から施設までの経路につきましては、こどもクラブ及び児童館に対し、経路上における、ブロック塀等の有無や、防犯の観点から危険がある場所について、実地調査を依頼し、全施設より回答をいただいております。現在集計を進めているところでございます。

施設から自宅までの経路につきましては、各施設を定期的に利用する児童の保護者に対し、施設から自宅までの経路上におけるブロック塀等の有無や、防犯の観点から危険がある場所についての確認を依頼し、必要に応じて、各市施設に届出してあります。帰宅経路を変更するよう促すとともに、危険箇所の把握をいたしました。8月末現在で43名の帰宅経路の変更申請をいただいております。

危険箇所の集約と共有につきましては、及び の調査結果を関係部署と共有するとともに、 については各施設に児童に対する安全指導の周知徹底を図り、必要に応じて経路の変更を行うよう、依頼いたしました。また、あわせて、国が作成いたしました、安全点リストに基づき、各施設の状況を把握し、これまで以上に児童の安全に万全を期すよう促しております。

恐れ入りますが、裏面をご覧ください。合同点検への参加につきましては、**学校から**の通学路点検で抽出された危険箇所とあわせまして、及び で指摘のありました危険箇所を合同点検で確認し、学校、地元警察署及び関係機関と協議の上、対策の実施について、検討いたします。

対策案の作成・実施につきましては の検討結果を踏まえ、関係機関と連携し、保護者や地元警察署の協力を得ながら、対策案を作成し、放課後対策担当において、学校の通学路と異なる経路部分について対策を実施いたします。

項番4、実施機関は、7月下旬から8月下旬に学校から施設、施設から自宅の経路を確認いたしました。9月上旬より、合同点検、9月中旬に対策案の作成、実施を予定しております。実施結果報告につきましては、12月ごろを予定しております。

報告は以上です。よろしくお願いたします。

矢下教育長 ただいまの報告につきまして、まずは放課後対策担当のオ、こどもクラブ利用申込の受付について、何かご質問はございませんか。

(なし)

矢下教育長 次に、放課後対策担当のカについて、何かご質問はございませんか。

高森委員 1点確認したいのは、よく学校では、登下校時の子供たちが歩くルートというのは、大体定められていて、Aルート・Bルートのように指定されているのですが、このこどもクラブから自宅に帰るルートについての把握というのは、各事業者が把握されているのでしょうか。あるいは、指定されているのでしょうか。

放課後対策担当課長 こどもクラブに登録をいただくときに通うルートにつきましては、書類を記載していただきまして、全てクラブのほうで把握をしているという状況でございます。

矢下教育長 よろしいでしょうか。

(なし)

矢下教育長 それでは、放課後対策担当のオ及びカについては、報告どおり了承願います。

(5) 教育改革担当 キ

矢下教育長 次に教育改革担当のキについて、教育改革担当課長、報告をお願いします。

教育改革担当課長 それでは、私から、台東区学校教育ビジョンの策定について、ご報告申し上げます。本件につきましては、昨年度12月の定例教育委員会において、「台東区学校教育ビジョン」及び「学びのキャンパス台東・アクションプラン」の策定についてと題してご報告申し上げておりますが、具体的な検討体制やスケジュールについて、詳細が決まってまいりましたのでご報告を申し上げます。資料15に従って、ご説明を申し上げたいと思います。

まず項番1、現況についてでございます。現行の学校教育ビジョンは平成25年3月に策定し、25年度から概ね10年間、すなわち、34年度までを実施期間としております。しかし学校教育ビジョンの上位に位置する、台東区基本構想が今年度改訂されること、そして、平成32年度より、小学校で新学習指導要領が全面実施となることがございます。

項番2、目的でございます。台東区学校教育ビジョンを現況に照らし合わせて、区の基本構想の視点を加味したり、新学習指導要領を踏まえた内容に改訂していくこととさせていただきます。

項番3、検討体制についてでございます。前回策定時と同様に、学校教育ビジョン策定

委員会及びその下部組織である策定委員会専門部会を設置いたしまして、検討してまいります。なお、策定委員の構成については、お手数でございますが、1枚めくっていただきますと、別紙1がありますので、ご覧いただければと思います。学識経験者2名及び区民、保護者、学校（園）の代表と行政で組織し、検討してまいります。

項番4についてでございます。検討スケジュールにつきましては、来月に第1回の策定委員会を開催いたします。今年度は策定委員会を2回、策定委員会の専門部会を2回開催する予定でございます。今年度末には、骨子案まで策定していきたいと存じます。

その後平成31年4月に中間のまとめ、5月にパブリックコメントを実施し、概ね一年となる平成31年10月に新しい学校教育ビジョンを策定し終える予定でございます。検討状況につきましては、本委員会や議会にもご報告申し上げてまいりたいと思っています。

最後に項番5、学びのキャンパス台東アクションプランについてでございます。学校教育ビジョンの具体的な行動計画である、学びのキャンパス台東アクションプランでございますが、現行のアクションプランにつきましては、平成28年度から30年度の計画期間でございます。本来でありますと、本年度が改訂の期間であります。先ほどご説明申し上げた学校教育ビジョンの改訂を受けて、本年は改訂を行わず、1年延長したいと考えております。

なお、現行のアクションプランの進捗状況につきましては、別紙2-1、2-2のとおりでございます。お手数ですが、別紙2-1、アクションプラン（H28～30）の達成状況についてをご覧ください。

達成・概ね達成となっている事業は226事業ございまして、全体の事業の98.7%になります。なお、事業ごと及び年度ごとの目標及び達成状況の詳細については別表2-2になりますが、そこにまとめております。お時間のある際にご覧いただきますよう、お願いを申し上げます。

アクションプランにつきましては、今年度末までに1年延長したもので作成し、本委員会にもご報告を申し上げます。

説明は以上でございます。よろしく願いいたします。

矢下教育長 ただいまの報告につきまして、何かご質問はございませんか。

樋口委員 さっきの施策のところ言えばよかったんですが、これから社会を生きていく、生き抜く力を育成する中で、異文化理解がないのが気になります。

垣内委員 私は非常に、多様な、多彩な取組を展開されて、目配りがきいているなと思うんですけども、学びのキャンパスプランニング、これはなかなかほかの区では見られないような、台東区の強みを生かした非常にいいプランではないかというふうに思っております。

実績としても、少しずつ、ニーズもあってか、増えているということで、こういう台東区の強みを生かす取り組みというのをぜひ今後も引き続きしていただきたいという意見です。

高森委員 先ほども申し上げましたように、本当に多岐にわたる事業が、特にアクションプランについては、展開されていて、総計、229事業あるんですね。大変ご苦勞もあるのかと思います。

今期はしばらく継続ですけれども、将来的にこれを見直すわけですが、よく見直すときにされがちなのが、未達成の事業をやめるということはよくあるのですけれども、それを削ったところで、98.7%は継続になるわけです。この98.7%の事業を継続するにあたって、先ほどご意見があったように、必要なものに力を集約して、そうでないものはいろいろな条件を変えたり、目標を変えたりして調整したり、あるいは、場合によっては、統廃合のようなことも検討されると思うのですけれども、この施策項目自体、全体の文言も変わっていくようなことも念頭で進めていらっしゃるのでしょうか。

教育改革担当課長 ご指摘のとおり、基本構想も変わってまいりますし、新しい学習指導要領の目指すところも変わってきておりますので、その辺の理念をいれていくことで、変わってくるものと考えております。

高森委員 先ほど樋口委員がおっしゃったとおり、異文化理解のことを入れたらどうかというものもあるのですけれども、どこに入れるかも難しいですね。この項目の分け方ですと。何かうまく整理できるとわかりやすいかなと思うので、ぜひ検討をよろしく願いたいします。

末廣委員 台東区は全体的に、割と、芸術文化をはじめ、先進的な取り組みをしている部分が随分あると思います。いいところをどんどん充実させていくというのが、非常に大切だと思います。ですから、全体的には、見直しするところもありますけれども、いいところはどんどん推進していただきたいと思います。

矢下教育長 よろしいでしょうか。

(なし)

矢下教育長 それでは、教育改革担当のキについては、報告どおりご了承願います。

3 平成30年10月の行事予定について

矢下教育長 次に、10月の行事予定について、庶務課長、報告をお願いします。

庶務課長 それでは、10月の教育委員会行事予定について、ご説明させていただきます。資料16をご覧ください。

10月の教育委員会定例会でございますが、2日火曜日が14時から、15日の月曜日が10時から開催予定でございます。

また、15日の午後には、定例の、小中幼保の連合の校園長会が開催を予定されておりますので、そちらのほうのご出席もよろしく申し上げます。

また、そのほかに、10月については、研究発表会、区民体育祭等で、各教育委員の先生方にご挨拶をお願いしているところでございます。

よろしく願いたいします。

簡単ではございますが、10月の教育委員会行事予定については、以上でございます。

矢下教育長 ただいまのご報告につきまして、何かご質問はございませんか。

(なし)

矢下教育長 それでは、行事予定については、報告どおり了承いたします。

4 その他

矢下教育長 その他何かございますでしょうか。

(なし)

矢下教育長 それでは、以上をもって本日予定された議事日程は全て終了いたしました。

これをもちまして本日の定例会を閉じ、散会いたします。

午後0時36分 閉会